

船体構造の溶接部に対する非破壊検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 M 編

鋼船規則検査要領 B 編, C 編, D 編, GF 編, M 編及び N 編

改正理由

船舶等建造の各段階において、当該構造検査の一環として、船体構造の溶接部に対する非破壊試験を実施している。しかしながら、非破壊試験の判定基準等の要件にあっては、IACS における共通の要件はこれまでになく、各船級協会において個別に規定されていた。

これに関連し、非破壊試験の各要件について、IACS としての最低要件を定めることを目的に、IACS において議論が行われた。

その結果、非破壊試験の判定基準等の最低要件をまとめた IACS 統一規則 W33 を 2019 年 12 月に新規制定した。

このため、IACS 統一規則 W33 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

非破壊検査に関する規定を改めた。

改正条項

鋼船規則 M 編 1.4.2, 8 章

鋼船規則検査要領 B 編 B2.1.4

鋼船規則検査要領 C 編 C32.13.3

鋼船規則検査要領 D 編 D11.4.5

鋼船規則検査要領 GF 編 GF16.3.6

鋼船規則検査要領 M 編 M1.4.2, M8

鋼船規則検査要領 N 編 N6.5.6